

四半期報告書

(第50期第3四半期)

自 平成22年10月1日

至 平成22年12月31日

高松機械工業株式会社

(E01510)

第50期第3四半期（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

高松機械工業株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	33

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第50期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 高松機械工業株式会社

【英訳名】 TAKAMATSU MACHINERY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高 松 喜与志

【本店の所在の場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)0123(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 溝 口 清

【最寄りの連絡場所】 石川県白山市旭丘1丁目8番地

【電話番号】 076(274)0123(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 溝 口 清

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第49期 第3四半期 連結累計期間	第50期 第3四半期 連結累計期間	第49期 第3四半期 連結会計期間	第50期 第3四半期 連結会計期間	第49期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	2,480	7,428	992	2,670	4,451
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△1,437	△168	△371	16	△1,495
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△903	14	△234	△5	△1,399
純資産額 (百万円)	—	—	8,323	7,825	7,849
総資産額 (百万円)	—	—	11,142	13,576	11,339
1株当たり純資産額 (円)	—	—	771.74	724.33	727.22
1株当たり四半期純利益又は 四半期(当期)純損失(△) (円)	△84.26	1.35	△21.84	△0.52	△130.56
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	1.35	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	74.2	57.2	68.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△331	△966	—	—	△142
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,374	△248	—	—	△1,100
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	419	970	—	—	419
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	431	643	895
従業員数 (名)	—	—	422	415	417

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第49期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3 第49期第3四半期連結累計(会計)期間及び第50期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	415
---------	-----

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	393
---------	-----

(注) 従業員数は、就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	台数(台)	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
工作機械事業	215	2,027	—
IT関連製造装置事業	—	—	—
自動車部品加工事業	—	—	—
合計	215	2,027	—

- (注) 1 金額は、消費税等を含まない販売価格によって表示しております。
2 工作機械事業におきましては、旋盤に限定して表示しております。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高			受注残高		
	台数(台)	金額(百万円)	前年同四半期比(%)	台数(台)	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
工作機械事業	310	2,809	—	401	3,815	—
IT関連製造装置事業	—	—	—	—	—	—
自動車部品加工事業	—	—	—	—	—	—
合計	310	2,809	—	401	3,815	—

- (注) 1 金額は、消費税等を含まない販売価格によって表示しております。
2 工作機械事業におきましては、旋盤・改造機に限定して表示しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	台数(台)	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
工作機械事業	248	2,387	—
IT関連製造装置事業	—	144	—
自動車部品加工事業	—	138	—
合計	248	2,670	—

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 主要な相手先別の販売実績及びそれぞれの総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ユアサ商事(株)	68	6.9	368	13.8
山下機械(株)	60	6.1	290	10.9
豊田通商(株)	17	1.8	274	10.3

- 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、海外経済の減速、高止まりする円相場や政府支援策の終了などによって輸出や生産が減少してきたことで景気は踊り場入りし、足踏み状態にて推移してきました。

工作機械業界におきましては、引き続きアジアを中心とした外需がけん引して回復基調が続いてきました。内需も前年同月を上回る需要が継続してきましたが、その勢いは弱く、外需比率は約7割で推移してきました。

このような状況の中で、当社グループの当第3四半期連結会計期間の連結売上高は26億70百万円と、前年同期に比べ16億77百万円(169.0%増)の増収となり、営業利益は9百万円(前年同期は3億96百万円の営業損失)、経常利益は16百万円(前年同期は3億71百万円の経常損失)、四半期純損失は5百万円(前年同期は2億34百万円の四半期純損失)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

工作機械事業

工作機械業界におきましては、拡大する外需への対応を強化してきました。アジア地域では、中国市場の拡大のため販売子会社である喜志高松貿易(杭州)有限公司を11月に設立し、本格的な営業活動開始に向けて準備を進めてきました。タイ市場では、現地連結子会社と連携した営業活動を推進するとともに、11月にバンコクで開催されたMETALEX2010に出展し、製品アピールを行ってきました。北米地域では、9月にシカゴで開催されたIMTS2010においての多くの商談を受注に結びつける営業活動を進めてきました。ヨーロッパ地域では、新製品を中心に、積極的な営業活動を進めてきました。

新機種としましては、「XL-100」「GSL-15」を開発しました。「XL-100」は、環境を考慮して、従来機よりも約10%の省エネを実現し、主軸加減速時間の短縮などで高い生産性も実現させました。

「GSL-15」は、特に新興国において、ローカルユーザが求めやすい価格のローコスト機として開発しました。機能を限定し、部品点数を大幅に削減することで低価格で提供でき、高いコストパフォーマンスを発揮します。

この2機種は、10月末に東京で開催されたJIMTOF2010において発表しました。既存機種をあわせて合計8機種を展示し、加工実演を行いながら製品をアピールしてきた結果、多くの商談がありましたので、その後の受注に向けてフォロー活動を推進してきました。

この結果、受注高が堅調に増加してきており、当第3四半期連結会計期間における工作機械受注高は、28億9百万円となりました。

売上高におきましては、23億87百万円となり、その内訳は、内需15億86百万円、外需8億1百万円、外需比率33.6%であります。また、営業損失は0百万円となりました。

IT関連製造装置事業

IT関連製造装置事業におきましては、半導体業界の好調に対応してきたほか、生産の効率化を進めて利益の確保をはかるとともに、今後の事業体質強化のために、新規事業分野の開拓のための情報収集に努めてきました。

この結果、売上高は1億44百万円となり、営業利益は7百万円となりました。

自動車部品加工事業

自動車部品加工事業におきましては、積極的な受注活動を進めてきたとともに、生産設備の効率的活用に向けて対策を実施してきました。

この結果、売上高は1億38百万円となり、営業利益は2百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

流動資産は、前連結会計年度末に比べて、18.4%増加し、77億12百万円となりました。これは主として、現金及び預金の減少、受取手形及び売掛金の増加等によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて、21.5%増加し、58億63百万円となりました。これは主として、土地取得による有形固定資産や繰延税金資産の増加等によるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて、19.7%増加し、135億76百万円となりました。

② 負債

流動負債は、前連結会計年度末に比べて、48.7%増加し、41億4百万円となりました。これは主として、支払手形及び買掛金の増加等によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて、125.8%増加し、16億46百万円となりました。これは主として、長期借入金の増加等によるものであります。

この結果、負債は、前連結会計年度末に比べて、64.8%増加し、57億51百万円となりました。

③ 純資産

純資産は、78億25百万円となり、前連結会計年度末に比べて軽微の減少となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フローは、前第3四半期連結会計期間(4億2百万円の資金流出)と比較して、1億78百万円増加の2億24百万円の資金流出となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益の増加等があったものの、売上債権の増加等があったことによるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フローは、前第3四半期連結会計期間(67百万円の資金流出)と比較して、7億22百万円減少の7億90百万円の資金流出となりました。これは主として、有形固定資産や投資有価証券の取得による支出の増加等があったことによるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フローは、9億70百万円の資金流入となりました(前第3四半期連結会計期間は資金流入及び流出はありませんでした)。これは主として、長期借入れによる収入の増加等があったことによるものであります。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物の四半期末残高は6億43百万円となり、前第3四半期連結会計期間末残高(4億31百万円)に比べて、2億11百万円増加しました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

当社は、平成20年5月9日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます)を決定しました。

I. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、株式公開会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付行為を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同利益を毀損するおそれのあるものも散見されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案、又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような提案に対して、当社取締役会は株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様の判断のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、昭和23年に織機メーカーの下請けとして個人創業後、工作機械の自社ブランド製品を開発したことで工作機械事業に進出し、昭和36年に会社を設立して以降、工作機械及び周辺装置の製造・販売を主要な事業として発展してきました。

当社の経営理念は、『高松機械は「社会に貢献」する。お客様には、安全でメリットのある商品を 従業員には、生活の安定と希望を 株主には、適切な配当を 提供すると共に、協力企業とも共存共栄の精神をもって、社会の発展に積極的に貢献する。』であります。この経営理念と、「お客様に稼ぐ機械を提供する」ことをモットーとして、これまで成長を続けてきました。

機械単体の標準機を販売するのではなく、お客様のニーズに細かく対応し、当社からも適切な加工方法などの提案を行うことで、コストパフォーマンスや使い勝手に優れた自動化された製品群をお客様に提供し続けることが当社の企業価値の源泉であると考えており、そのためのたゆまぬ努力を継続しています。

また、企業体質の強化をはかるため、これまで工作機械事業で培ってきたノウハウを活かした事業の多角化として、液晶や半導体関連の製造装置の一部を製造するIT関連製造装置事業、自社製品で構築された自動化ラインによって部品加工を行う自動車部品加工事業を展開しており、受注・生産・販売を積極的に行うことで、事業の安定と事業規模の拡大を推進し、企業価値の向上をはかっています。

Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取り組み

近年わが国においては、会社の経営陣との間で、十分な協議又は合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、大規模買付行為に応じて当社株式等を売却するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様は短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者と取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式を継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案(経営方針、事業計画等)は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。

また、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、大規模買付者の提案と比べて当社の企業価値ひいては株主共同利益を高める代替案があるのか否かという点も、株主の皆様にとっては重要な判断材料となります。

このようなことを踏まえ、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであるという結論に至りました。

当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する検討を速やかに開始し、当社取締役会としての意見を公表します。また、大規模買付者が行った提案内容の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。

かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否、あるいは当社取締役会から提示した代替案がある場合には、大規模買付者の提案と当該代替案との優劣を比較検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の確保と検討の機会が得られることとなります。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、不適切な買収を防止し、当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上に資するものと考え、当社株式等の大規模買付行為に関するルールを設定するとともに、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます)を第47回定時株主総会(平成20年6月26日開催)に議案として上程し、株主の皆様のご承認をいただきましたので発効しました。

なお、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成20年5月9日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)について」をご参照下さい(http://www.takamaz.co.jp/5ir/puresririsu/080509_2.pdf)。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(①企業価値・株主共同利益の確保・向上、②事前開示・株主意思、③必要性・相当性)に沿うものであります。

2. 当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供及び評価・検討等を行う期間の確保を求めることにより、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断すること、当社取締役会が代替案等を提示すること、又は大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上を目的としております。

3. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランにおける対抗措置は、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

4. 株主意思を尊重するものであること

本プランは、第47回定時株主総会における株主の皆様の承認をもって導入されました。また、株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

5. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の自己保身のために本プランが濫用されることを防止するために、第三者委員会を設置し、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置の発動を判断するにあたっては、取締役会の恣意的判断を排除するために、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、その決議を行うこととしております。

また、その判断の概要については、株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、39百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった土地につきましては、平成22年11月に取得いたしました。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,020,000	11,020,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	11,020,000	11,020,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 平成22年12月31日
新株予約権の数	2,490個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	249,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり915円(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,100円 資本組入額 550円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても当社の取締役、従業員又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退職・退任、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 その他の条件については、平成19年6月27日開催の当社第46回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力の発生時期をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法194条の規定に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使の場合、を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

株主総会の特別決議日(平成21年6月24日)	
	第3四半期会計期間末現在 平成22年12月31日
新株予約権の数	3,280個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	328,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり290円 (注)2
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 355円 資本組入額 178円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても当社の取締役、従業員又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了による退職・退任、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。 その他の条件については、平成21年6月24日開催の当社第48回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力の発生時期をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法194条の規定に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使の場合、を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日	—	11,020,000	—	1,835	—	1,776

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 302,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,715,800	107,158	—
単元未満株式	普通株式 2,200	—	—
発行済株式総数	11,020,000	—	—
総株主の議決権	—	107,158	—

② 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 割合(%)
(自己保有株式) 高松機械工業株式会社	石川県白山市旭丘1-8	302,000	—	302,000	2.74
計	—	302,000	—	302,000	2.74

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	367	349	320	325	306	315	299	299	336
最低(円)	297	283	294	290	245	280	258	271	283

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものです。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,839	2,983
受取手形及び売掛金	※2 3,830	1,709
商品及び製品	344	247
仕掛品	784	688
原材料及び貯蔵品	730	565
その他	185	320
貸倒引当金	△3	△1
流動資産合計	7,712	6,513
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,049	1,098
土地	2,332	1,379
その他（純額）	1,135	1,356
有形固定資産合計	※1 4,516	※1 3,834
無形固定資産	34	43
投資その他の資産		
その他	1,313	948
貸倒引当金	△0	△0
投資その他の資産合計	1,312	947
固定資産合計	5,863	4,825
資産合計	13,576	11,339

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 2,757	1,581
短期借入金	1,029	930
未払法人税等	19	6
賞与引当金	41	85
役員賞与引当金	15	—
製品保証引当金	18	9
その他	223	147
流動負債合計	4,104	2,760
固定負債		
長期借入金	892	—
退職給付引当金	489	486
役員退職慰労引当金	249	241
その他	15	0
固定負債合計	1,646	729
負債合計	5,751	3,489
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,835	1,835
資本剰余金	1,833	1,833
利益剰余金	4,198	4,205
自己株式	△121	△121
株主資本合計	7,745	7,752
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	47	56
繰延ヘッジ損益	0	—
為替換算調整勘定	△29	△14
評価・換算差額等合計	17	41
新株予約権	61	54
少数株主持分	0	0
純資産合計	7,825	7,849
負債純資産合計	13,576	11,339

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,480	7,428
売上原価	2,680	5,953
売上総利益又は売上総損失(△)	△199	1,474
販売費及び一般管理費	※ 1,398	※ 1,676
営業損失(△)	△1,598	△201
営業外収益		
受取利息	6	2
受取配当金	4	3
持分法による投資利益	—	4
助成金収入	145	7
再生物売却収入	3	7
その他	22	20
営業外収益合計	181	45
営業外費用		
支払利息	4	5
為替差損	—	4
保険解約損	—	2
持分法による投資損失	16	—
その他	0	0
営業外費用合計	20	12
経常損失(△)	△1,437	△168
特別利益		
製品保証引当金戻入額	13	—
貸倒引当金戻入額	5	—
特別利益合計	19	—
特別損失		
固定資産売却損	—	0
固定資産除却損	0	0
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	0	—
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,419	△169
法人税、住民税及び事業税	7	16
法人税等調整額	△523	△201
法人税等合計	△516	△184
少数株主損益調整前四半期純利益	—	14
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△0	0
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△903	14

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	992	2,670
売上原価	901	2,085
売上総利益	91	585
販売費及び一般管理費	* 488	* 576
営業利益又は営業損失(△)	△396	9
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	0	1
持分法による投資利益	—	2
助成金収入	29	0
再生物売却収入	1	2
その他	4	3
営業外収益合計	39	10
営業外費用		
支払利息	1	2
為替差損	—	0
持分法による投資損失	12	—
その他	0	0
営業外費用合計	13	3
経常利益又は経常損失(△)	△371	16
特別利益		
製品保証引当金戻入額	3	—
特別利益合計	3	—
特別損失		
固定資産売却損	—	0
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△368	15
法人税、住民税及び事業税	2	10
法人税等調整額	△136	10
法人税等合計	△134	20
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△5
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△0	0
四半期純損失(△)	△234	△5

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,419	△169
減価償却費	276	315
退職給付引当金の増減額(△は減少)	21	2
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△5	2
賞与引当金の増減額(△は減少)	△45	△44
受取利息及び受取配当金	△10	△5
支払利息	4	5
助成金収入	△145	△7
売上債権の増減額(△は増加)	1,845	△2,120
たな卸資産の増減額(△は増加)	△104	△358
仕入債務の増減額(△は減少)	△1,016	1,175
その他	△0	216
小計	△600	△988
利息及び配当金の受取額	11	5
利息の支払額	△4	△6
助成金の受取額	133	26
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	128	△3
営業活動によるキャッシュ・フロー	△331	△966
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△225	△998
有形固定資産の売却による収入	—	0
投資有価証券の取得による支出	△4	△142
定期預金の預入による支出	△5,479	△4,313
定期預金の払戻による収入	4,320	5,205
その他	14	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,374	△248
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	500	—
長期借入れによる収入	—	1,000
長期借入金の返済による支出	△48	△8
配当金の支払額	△32	△21
自己株式の取得による支出	—	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	419	970
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	△7
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,284	△252
現金及び現金同等物の期首残高	1,715	895
現金及び現金同等物の四半期末残高	431	643

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる当第3四半期連結累計期間における損益への影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書関係	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書関係	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
デリバティブ取引	第2四半期連結会計期間より、一部取引先との取引において為替変動リスクをヘッジすることを目的として、デリバティブ取引を利用しており、ヘッジ会計(ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 5,270百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 4,995百万円
※2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 45百万円 支払手形 7百万円	2 —————

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与及び手当 479百万円	給与及び手当 517百万円
賞与引当金繰入額 9百万円	賞与引当金繰入額 17百万円
退職給付費用 59百万円	退職給付費用 56百万円
役員退職慰労引当金繰入額 11百万円	役員退職慰労引当金繰入額 13百万円
減価償却費 16百万円	役員賞与引当金繰入額 15百万円
	製品保証引当金繰入額 8百万円
	減価償却費 23百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与及び手当 150百万円	給与及び手当 158百万円
賞与引当金繰入額 9百万円	賞与引当金繰入額 16百万円
退職給付費用 20百万円	退職給付費用 19百万円
役員退職慰労引当金繰入額 3百万円	役員退職慰労引当金繰入額 3百万円
貸倒引当金繰入額 0百万円	役員賞与引当金繰入額 5百万円
減価償却費 5百万円	製品保証引当金繰入額 1百万円
	減価償却費 8百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 2,828百万円	現金及び預金勘定 1,839百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 <u>△2,397百万円</u>	預入期間が3か月を超える定期預金 <u>△1,196百万円</u>
現金及び現金同等物 <u>431百万円</u>	現金及び現金同等物 <u>643百万円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	11,020,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	302,084

3 新株予約権等に関する事項

会社名	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	61
合計	61

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	21	2	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当第3四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	工作機械事業 (百万円)	IT関連製造 装置事業 (百万円)	自動車部品 加工事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	804	49	139	992	—	992
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	4	0	—	4	(4)	—
計	808	49	139	997	(4)	992
営業損失(△)	△375	△18	△3	△396	—	△396

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	工作機械事業 (百万円)	IT関連製造 装置事業 (百万円)	自動車部品 加工事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	1,985	107	387	2,480	—	2,480
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	7	2	—	9	(9)	—
計	1,992	110	387	2,490	(9)	2,480
営業損失(△)	△1,513	△64	△21	△1,598	—	△1,598

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

- (1) 工作機械事業………工作機械、付属関連部品・サービス
- (2) IT関連製造装置事業…IT関連製造装置
- (3) 自動車部品加工事業…自動車部品加工

3 前連結会計年度において「その他の事業」の生・損保代理店事業は事業譲渡を行い、業務を終了しております。

4 事業区分の変更

従来、事業区分につきましては「工作機械事業」「IT関連製造装置事業」「その他の事業」としておりましたが、当第3四半期連結累計期間より「工作機械事業」「IT関連製造装置事業」「自動車部品加工事業」と表示することになりました。

この変更は、従来「その他の事業」に含めておりました自動車部品加工事業の重要性が増してきたことから、当事業の事業状況をより明確にするためであります。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報を変更後の区分に組替えると次のようになります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	工作機械 事業 (百万円)	IT関連 製造装置 事業 (百万円)	自動車部品 加工事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	9,836	514	535	6	10,892	—	10,892
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	—	—	—	3	(3)	—
計	9,839	514	535	6	10,895	(3)	10,892
営業利益又は営業損失 (△)	776	△36	1	0	742	—	742

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	北米地域	ヨーロッパ地域	東南アジア地域	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	32	26	203	—	262
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	992
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	3.2	2.7	20.5	—	26.4

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	北米地域	ヨーロッパ地域	東南アジア地域	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	133	54	362	—	550
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	2,480
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	5.4	2.2	14.6	—	22.2

(注) 1 地域の区分の決定方法については、地理的近接度により区分しております。

2 各地域における主要国は次のとおりであります。

- (1) 北米地域……アメリカ他
- (2) ヨーロッパ地域……ドイツ、イタリア他
- (3) 東南アジア地域……タイ、中国他
- (4) その他の地域……ブラジル他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会で、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業の種類別に包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは事業の種類別セグメントから構成されており、「工作機械事業」、「IT関連製造装置事業」及び「自動車部品加工事業」の3つを報告セグメントとしております。

「工作機械事業」は、工作機械及び同周辺装置の製造、販売、保守サービスを行っております。「IT関連製造装置事業」は、液晶基板や半導体などに関する製造装置の製造を行っております。「自動車部品加工事業」は、自動車部品等の加工生産を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	工作機械 事業	IT関連製造 装置事業	自動車部品 加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	6,588	453	386	7,428	—	7,428
セグメント間の内部売上高 又は振替高	17	—	—	17	△17	—
計	6,605	453	386	7,445	△17	7,428
セグメント利益又は損失(△)	△215	15	△1	△201	—	△201

(注) 1 調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失(△)と一致しております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	工作機械 事業	IT関連製造 装置事業	自動車部品 加工事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,387	144	138	2,670	—	2,670
セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	—	—	0	△0	—
計	2,388	144	138	2,671	△0	2,670
セグメント利益又は損失(△)	△0	7	2	9	—	9

(注) 1 調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

短期借入金及び長期借入金が、当社グループの事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：百万円)

科目	四半期連結貸借 対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
短期借入金	1,029	1,029	△0	(注)
長期借入金	892	891	△0	(注)

(注) 短期借入金及び長期借入金の時価の算定方法

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、為替予約取引を行っておりますが、ヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1 当該四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	0百万円
販売費及び一般管理費	1百万円

2 付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 724円33銭	1株当たり純資産額 727円22銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	7,825	7,849
普通株式に係る純資産額(百万円)	7,763	7,794
差額の主な内訳		
新株予約権(百万円)	61	54
少数株主持分(百万円)	0	0
普通株式の発行済株式数(千株)	11,020	11,020
普通株式の自己株式数(千株)	302	301
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	10,717	10,718

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失 84円26銭	1株当たり四半期純利益 1円35銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 —	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 1円35銭

(注) 1 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益 又は四半期純損失(△)(百万円)	△903	14
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 (△)(百万円)	△903	14
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,718	10,717
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	14
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	新株予約権(平成21年6月24日 株主総会決議) 新株予約権 3,380個	—

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失 21円84銭	1株当たり四半期純損失 0円52銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 —	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 —

(注) 1 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△) (百万円)	△234	△5
普通株式に係る四半期純損失(△)(百万円)	△234	△5
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,718	10,717
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	新株予約権(平成21年6月24日 株主総会決議) 新株予約権 3,360個	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2 【その他】

第50期(平成22年4月1日から平成23年3月31日)中間配当については、平成22年11月5日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 中間配当金の総額 | 21百万円 |
| ② 1株当たり中間配当金 | 2円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成22年12月3日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月 8日

高松機械工業株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 山 田 雄 一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 坂 下 清 司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高松機械工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高松機械工業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月7日

高松機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 下 清 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 田 利 弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高松機械工業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高松機械工業株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成23年2月10日
【会社名】	高松機械工業株式会社
【英訳名】	TAKAMATSU MACHINERY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高松 喜与志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	石川県白山市旭丘1丁目8番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長高松喜与志は、当社の第50期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

